

議案第 6 5 号

四万十町行政不服審査会条例を廃止する条例について

四万十町行政不服審査会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町行政不服審査会条例を廃止する条例

四万十町行政不服審査会条例（平成28年四万十町条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の四万十町行政不服審査会条例の規定により設置された四万十町行政不服審査会に諮問されている事件について、当該事件に関する調査審議が行われている間は、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

農業委員会農地利用最適化 推進委員	基本額・月額	37,000 円
	活動・成果実績額	予算の範囲内において 町長が別に定める額
行政不服審査会委員	日額	7,000 円

」を「

農業委員会農地利用最適化 推進委員	基本額・月額	37,000 円
	活動・成果実績額	予算の範囲内において 町長が別に定める額

」に改める。

(四万十町手数料条例の一部改正)

- 4 四万十町手数料条例（平成 18 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。
別表中「

行政不服審査	行政不服審査法 （平成26年法律第 68号）第38条に基 づく審理員が行う 提出書類等の写し 等の交付	白黒印刷	1 枚につき	10円
		カラー印刷	1 枚につき	80円
	行政不服審査法第 81条の規定に基 づく同条の機関が行 う主張書面等の写 し等の交付	白黒印刷	1 枚につき	10円
		カラー印刷	1 枚につき	80円

」を「

行政不服審査	行政不服審査法 （平成26年法律第 68号）第38条に基 づく審理員が行う 提出書類等の写し 等の交付	白黒印刷	1 枚につき	10円
		カラー印刷	1 枚につき	80円

」に改める。